



上滝議長

ただ今の出席議員総数は11名でございます。

定足数に達しておりますので、これより平成26年第2回吉野町議会臨時会を開会いたします。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

日程1 会議録署名議員の指名について

会議規則第120条の規定により議長より指名いたします。

6番 山本議員 7番 辻本議員を指名いたします。

上滝議長

日程2 会期の決定についておはかりいたします。

本臨時会の会期は本日一日限りといたしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

( 「異議なし」の声あり )

異議なしと認めます。

よって本臨時会の会期は本日一日限りと決定いたしました。

開会にあたり、町長よりご挨拶をお願いいたします。

町長。

北岡町長

開会にあたりまして一言ご挨拶申し上げます。

本日は第2回吉野町議会臨時会を招集いたしましたところ、全員出席いただきまして誠にありがとうございます。本日上程いたしますのは、平成25年度一般会計補正予算(第7号)のみでございますが、どうぞご審議のほどよろしく願いいたします。

この機会に、3月議会以降の行政報告をさせていただきます。3月7日第2回吉野万葉整備活用計画基本構想策定委員会を開いていただきました。今後の基本構想を作っていただきました。これに基づきまして26年度以降も整備活用を進めていきたいと思っております。9日キャンペーンレディ選考会ということで、2年の契約のところを1年延ばしていただきまして3年務めていただきました。26

年度からのキャンペーンレディさんを募集いたしましたところ応募がございまして、2名の方を決めていただきました。26年度は、世界遺産登録10周年でございますので、活躍していただけたらと思っております。14日並びに17日、そしてまたこの後もあるのですが、地域おこし協力隊の面接をしております。今も活躍しておりますが、今後もっと強力な方が来ていただけるというふうなことで期待をしております。14日、森林セラピー「吉野美林案内人」認定式ということで、第2期の美林案内人さんを認定させていただきました。10名の方に認定させていただきましたが、この活躍も期待するところでございます。16日、平成26年度吉野ユネスコ協会総会ということで、ユネスコ協会の方も世界遺産登録10周年ということに合わせてまして、また強力に活用していただけたらと思っております。同日、吉野町防災学習会。昨年までは講演会というかたちで行ってまいりました。今回から学習会ということで、より勉強していこうということで、具体的ないろんなお話を聞かせていただきました。今後防災に関する皆様方の気持ちがさらに高まることを期待しております。17日、東屋“休憩所”引き渡し式となっております。これは、新聞でも、またテレビでも報道されました。吉野高校さんと、建設業協会、建築業組合の皆様方と、産官学の共同の元、連合会のご協力もございまして、飯貝に東屋を作っていただきました。この引き渡しをいただきました。川の町プロジェクトとということで、これから川沿いにもいろんなことを展開していくわけでございますが、いいスタートだったと思っております。18日、第6回まちづくり基本条例策定審議会を開いていただきました。26年度でこのまちづくり基本条例をつくらせていただくわけでございますが、より具体的な話の展開になってくると思います。先月には講演会も開かせていただきました。どうぞまちづくり基本条例が本当にまちづくりにとって、吉野町にとって本当に大事なものだということを認識していただきまして、これから具体的な討論に入っていくかと思っております。どうか皆様方のご協力をよろしくお願い申し上げます。

あらためまして慎重審議をお願いいたしまして、ご挨拶とさせていただきます。

上滝議長

ありがとうございました。

日程3 議第22号「平成25年度吉野町一般会計補正予算（案）第7号について

て」を議題として上程し、議案の朗読を省略して直ちに説明を求めます。

大 北  
総務参事

はい、議長。

上滝議長

大北参事。

大 北  
総務参事

議第 22 号 平成 25 年度吉野町一般会計補正予算（第 7 号）についてご説明申し上げます。

1 ページをご覧ください。補正予算第 7 号につきましては、歳入歳出それぞれ 130,000 千円を追加いたしまして、歳入歳出それぞれ合計を 5,766,684 千円とするものでございます。第 2 条につきましては、繰越明許費の補正をしております。5 ページをご覧ください。第 2 条、繰越明許費の補正でございます。総務費につきまして、補正前公有財産管理事業につきまして、7,448 千円で行ったものを、本補正におきまして 137,448 千円とするものでございます。歳出についてご説明申し上げます。18、19 ページをご覧ください。総務費の財産管理費につきまして、公有財産購入費について補正するものでございます。公有財産管理事業のうち、公有財産購入費、土地購入費といたしまして 130,000 千円を補正するものでございます。この補正につきましては、西谷の民有地を 130,000 千円で購入する予算でございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

上滝議長

質疑を求めます。

4 番、大村議員。

大村議員

大村です。

この際、さっき財政課長から財政法を読んでいただきましたが、本会議で財政法の地方自治法で結構ですからよろしく申し上げます。

大北参事。

大 北  
総務参事

ただいまの大村議員のご質問につきましては、補正予算の提出についてであろうと思いますので、その点につきましてご説明申し上げます。

補正予算につきましては、国は財政法によりまして規定しております。それに準じた形で地方公共団体につきましては地方自治法で規定されておまして、その中に6点、その補正予算を上程できる場合の要件がございます。そのうちの、緊急な施策の必要ということで、本補正予算は計上させていただいたものであります。

以上でございます。

大村議員

財政法を読み上げてくれって言うとなねんやん。

上滝議長

大北参事。

大 北  
総務参事

国の財政法、地方自治法。

大村議員

地方自治法って言うたやん、さっき。

大 北  
総務参事

地方自治法の218条で規定されております。

普通地方公共団体の長は、予算の調整後に生じた事由に基づいて、規定の予算に追加その他の変更を加える必要が生じたときは、補正予算を調整し、これを議会に提出することができる。

第2項、普通地方公共団体の長は、必要に応じて、一会計年度のうちの一定期間にかかる暫定予算を調整し、これを議会に提出することができる。

暫定予算の部分は割愛させていただきます。次ありますので。

第4項につきましては、特別会計の関係を規定しておりますので、補正予算の関係につきましては先ほど申しました、第1項、第2項の部分でございます。

大村議員	大北参事、ちょっとかまへん。 議長。
上滝議長	はいどうぞ。
大村議員	1項からずっと読み上げてくれたらええやん。
大北 総務参事	第1項は、普通地方公共団体の長は、予算の調整後に生じた事由に基づいて、規定の予算に追加その他の変更を加える必要が生じたときは、補正予算を調整し、これを議会に提出することができるとなっております。  ( 「その次は」の声あり )  それから、補正予算の必要な場合は、一般的には次のようになっておることです。それは運用の場合になります。  ( 「1項からずっと読んでくれたらええねやん」の声あり )  不測の天災・災害の発生。経済情勢の変化。そして緊急な施策の必要。補助金負担金の見込み違い。記載の不確定性。それから財源の過不足。以上でございます。
大村議員	ありがとうございます。  いまこの書類を見る限りの財政。財政法から言うて、緊急も何にも要せえへんで、約5分の1の補正予算ちゅうもんは、俺聞いたことないわ。  よろしくその辺、執行部から答弁願います。
上滝議長	いま、大村議員から質問がありましたけれど、大北参事のほうから説明願います。
大北 総務参事	確かに50億ちょっとの吉野町の予算におきまして、そのうちの130,000千円という補正予算につきましては、かなり大きな部分を締めるところでございますけ

れども、当初予算の編成につきましては、毎年11月ごろから始めまして1月に調整するものでございまして、その後の事由によりますところで、これをまた当初予算に計上するとなると、半年以上先、予算の議決は1年先になってしまい、現在の状況によりまして、この案件をその時期まで待って提出するというのは時期的に遅いということで、執行部の方、判断いたしました。以上です。

上滝議長 大村議員。

大村議員 時間とってすんません。

1年もかかれへんやん。なんにも臨時議会また開いたらええねやん、それまでに。ちがうの。臨時議会を。臨時議会を開いたらええのちがうの。それで財政補助、なんの緊急性もないやん。一般的には災害とかな、そういうもんや。土地買うのにあわてて買う馬鹿がどこ行ったらおるんよ。

上滝議長 今の質問に対し、大北参事、明確にどうぞ。

大村議員 町長でもかまへんよ。

上滝議長 町長さん、どうぞ。

北岡町長 130,000千円でございますので、約50分の1かというように思っております。

大村議員 50分の1って何言うとんのよ。ちがうやん130,000千円やったら。割り算わからんのか。

北岡町長 55億分の1億3千万なので、50分の1かと。

緊急かどうかということを考えてということでございます。これは、町有地に取得しましたあとの展開を考えてまいります。その地に、ならコープさんと相談しております。その交渉の過程で、緊急性があると判断いたしました。

辻本議員 議長。

上滝議長 辻本議員。

辻本議員 7番、辻本です。

これは、2月18日に臨時会において否決された案件が140,000千円でした。今回130,000千円で再提出されてますが、140,000千円から130,000千円減った経緯、中身、どういった意味合いがあるのでしょうか。

ご答弁よろしく申し上げます

上滝議長 副町長。

小松副町長 先方先、徳本さんとの交渉については、私と総務の者で常々対応してきています。2年近くに及ぶ交渉の中で、2月18日には140,000千円という額で、それについては、平成19年7月30日に交わした契約書がございましたので、その契約書の金額を尊重させていただいて、町としては90,000千円の交渉を常々させていただいてきました。ただ、その交渉過程の中で、ならコープさんが吉野町の中で事業を展開したいというお話をいただいた中で、吉野町としては一日も早く徳本さんのご了解を得てとういうことで、金額のお示しをお願いしたいという中で、2月18日には140,000千円という、徳本の社長さんから数字を初めて示していただいたので、議会の方に、この額でどうでしょうかとういうことで、2月18日の段階でございましたですけれども、お話をさせていただいたのが140,000千円。で、その後、引き続きの交渉はずっと継続させていただいておまして、議会の状況、あるいはその状況を徳本さん、ならコープさんにも常々お話をさせていただいております。先ほども全体協議会の中で申し上げましたですけれども、3月14日の議会終了次第も、18日、20日と継続して徳本の社長とのやり取りをやらせていただいてまして、50/50、90,000千円の持ち別れ、45,000千円になるのですけれども、135,000千円で本間は買ってもらいたいとこやけど、吉野町もならコープさんを

早く迎えて事業展開もしたいのやろなど、それはよくわかるので、私も事業主なので、そのあたりについては、ならコープさんの事業を一日も早く展開をしてもらいよというご英断の中で、130,000 千円でもいいですわというお話をいただいたところでございます。できるだけ議会の方で予算付けをしていく中で、ならコープさんの動きがもう全然違ってくるのかな、いよいよ吉野町に所有権が移転なされるのかなと、予算をつけていただくイコールそういった展開もしていただけて、ならコープさんの事業、まだまだ不鮮明のところははっきりしてくると、このう様に思っております。今後、4月、予算をお認めいただいたら、4月半ば、また後半には契約書を整えまして、またそれまでに産業建設委員会も開いていただいて、ならコープさんの事業、いかなる事業を吉野町に来て展開してくださるのかとくとお聞きいただいて、納得の上で契約承認をお願いしたいと、このように考えております。

以上でございます。

上滝議長

辻本議員。

辻本議員

いま副町長からご説明いただいたのですが、140,000 千円が 130,000 千円になったというのは、議会の状況もかんがみたうえで、企業さんとしてご英断をされたという表現でよかったのでしょうか。

その前に、平成19年7月に売買契約をした内容、その中には様々な内容が書かれておりました。これは、自身町長が契約印を押している訳でございますけれど、その契約自体が書かれておる内容、何点か確認したいのですけれど、一つには、勝手な売買はできないというような文言があったり、また一つには計画に基づいた開発を行うというのがあったり、さらには契約通りいかない場合については違約金が発生するという文言があったと思うのですけれど、そのあたり、再度確認させていただいてよろしいでしょうか。この状況であれば、この契約は保護になってしまうということになるのではないかと思うので、もう一度再度その契約内容、いま言った3点、確認したいのですが、よろしく申し上げます。

上滝議長

この件に関しては副町長、簡潔に願います。

小 松  
副 町 長

平成 19 年 7 月 30 日に締結をさせていただいた中に、将来の吉野町のことも見込んで、買う事業主として、地位の振興の為に事業計画を、構想ですね、道の駅構想というのですか、大槌田のそういう整備計画、事業計画をあげていただきました。その後、ちょうど 5 年目の平成 24 年の 4 月にならコープさんが来られて、事業主の徳本さんは、私は西谷の皆さんに約束した事業計画があると。その中で西谷の皆さんの期待を裏切ることになるかもしれないということで、西谷地区役員の皆さんと徳本さんとの話し合いの中で、コープさんが来てくださるのやったら、徳本さんのお考えの道の駅も、桜井側の道路の方もまだ二車線に拡幅されないし、いつ頃のめども立たないし、それでしたら道の駅としての通過交通は非常に難しいと俺も考えとるんやというようなお話もされました。そんな中で吉野町がならコープさんを積極的にお迎えしたいのやったら、私は西谷の皆さんに断りを入れたいうえで、うちの事業計画については断念するはというようなお話もいただきました。そういうやり取りを踏まえて、西谷の総会の場でならコープさんにもお入りいただき、地元の概ねのご了解も確認したうえで本日まで至っておるところでございます。

本日ご請願も出たようでございますけれど、今後ならコープさんが来られて、地元自治会の役員さんを中心に吉野町とそこらに調整については図っていききたいなど、以上のように考えております。

上滝議長

辻本議員。

辻本議員

副町長、私、3 点質問したのですが。1 つは売買契約の中で民有地になったのですけども、その土地を勝手に転売をすとかということとはしてはならないとかというような内容があったと思うのです。2 つ目には、施設ができない場合についてはどうにかたちをとるのかというような内容が契約書の中に書かれてあったと思うのです。

それをもう一度読み上げていただきたいなど、そのような質問をさせていただいたのですが。

議長、よろしく申し上げます。

上滝議長

副町長、よろしく。

はい、副町長。

小 松  
副 町 長

平成 19 年 7 月 30 日に、土地開発公社理事長、小松正です。徳本砕石工業株式会社代表取締役、徳本達夫氏でございます。との間で交わしました契約の中に、事業の履行義務というのを第 12 条の中で謳わせていただいております。事業内容については、先ほど私の方から申し上げました通りでございます。満 5 年以内に事業を実施しなければならない。また事業に実施については、地域住民に対して事業計画等について説明しなければならない。乙は事業計画について、乙とは徳本さんのことですが、事業計画について変更が生じたときは書面により甲の承認を得なければならない。等々でございます。また、貸担保については、乙はこの契約締結後、売買契約に面積の不足、その他かくれた個所があると発見しても、売買代金の減額若しくは損害買収の請求、もしくは契約の解除をすることができないと謳っております。11 条でございます。用途の制限ということで、乙は、売買土地を風俗営業等に規制並びに業務適正化に関する法律に定める風俗営業及び第 5 条に定める性風俗関連特種営業、その他これらに類する業の用途に許してはならない。乙は、売買土地を暴力団家計施設等、住民に著しく不安を与えるような施設に許してはならない。それと、お尋ねの、所有権の移転でございますけれども、乙がこの契約により、売買土地を取得した後、10 年以内にこの売買土地に、この売買土地を転売その他の事由により、所有権を移転しなければならない事態が発生した場合は、書面による甲の承認を受けなければならない。前項の場合には、乙は本契約の内容を転売した相手方の所有者に引き継がせなければならない。ということになっております。

以上でございます。

上滝議長	辻本議員。
辻本議員	契約を履行できない場合の違約金についてもう一度ご答弁ください。
上滝議長	副町長。
小 松 副 町 長	第 15 条に、違約金というのがありまして、乙が 12 条 13 条、又は 14 条に定める義務に違反したときは、乙は違約金として売買代金の 5 割を一括して、甲が指定する日までに支払わなければならない ということが謳われております。
辻本議員	何度も言いますが、金額をおっしゃってください。
小 松 副 町 長	契約金の 5 割ということですので、90,000 千円ということになるかと思いません。
上滝議長	辻本議員。
辻本議員	この契約自体は、当初 19 年 7 月 30 日に契約日で 5 年以内ということで、その後延長されました。2 年間の。その覚書はございますか。
上滝議長	副町長。
小 松 副 町 長	追加契約ということでございます。
上滝議長	辻本議員。
辻本議員	追加契約は内容が変わったのでしょうか。当初の 5 年以内という契約書から追

加契約の内容は変わったのでしょうか。

上滝議長 副町長。

小 松 現場の状況をかんがみまして、公的残土処分の位置づけを徳本さんは取られま  
副 町 長 した。公的な残土がなかなか思わしく入ってこないということで、町の方はなら  
コープさんをスムーズに受け入れたい。また徳本さんとの契約交渉も踏まえて、  
工事については2カ年の猶予をさせていただいたということでございます。  
以上です。

上滝議長 辻本議員。

辻本議員 2カ年猶予ということで、平成26年7月30日でよろしいでしょうか。

上滝議長 副町長。

小 松 その通りでございます。

副 町 長

上滝議長 辻本議員。

辻本議員 今日、平成26年3月24日です。まだいま契約は執行中ということでよろし  
いでしょうか。

小 松 追加の契約が生きておりますので、その通りでございます。

副 町 長

上滝議長 辻本議員。

辻本議員　いま、契約が生きているという答弁ですが、ということは、その契約が生きているのかかわらず、公有財産取得のための補正予算を組んでいるということになりますね。これはどういう状況なのでしょう。私ちょっと理解できないのですけれども。どういう状況なのでしょう。

上滝議長　副町長。

小　　松　　一日も早く契約締結をして、ならコープを迎えたい。それのみでございます。  
副 町 長

上滝議長　辻本議員。

辻本議員　契約をして土地を取得する、当然その中の守られるべき内容があるかと思えます。それについて守られているのでしょうか、今現在。私は守られてないと思うんですね。その内容の中で、実際に公有地を取得するというかたちになるのですが、その契約、議会としては当初5年以内という事業計画を見せていただいて、当然賛同させていただいたのですが。今現在の内容から言うと、賛同できる内容というのが、十分な審議がされてないと私は思います。

一つには、契約を反故にする理由。一つには、新たなる企業の中身というのが、十分に審議されていないと思うのですが、この契約をされた方の責任でどうなるのでしょうか。これは議会の責任になるのでしょうか。非常にこだわって申し訳ないのですが、当初、違約金云々、契約内容というのを聞いた中で、そう簡単に契約って変えられるのでしょうか。

ご答弁いただきたいと思います。

上滝議長　町長。

北岡町長　私の方から答えさせていただきます。

2年間、契約を延長させていただきましたので、今の現状、延長した契約が生

きています。生きているということは、7月末までに事業ができないと違約金が発生するわけで、現状は違約の現状は発生していないという。私ども、その状況の中で、必要性があるので購入に行ったと、そういうかたちでございますので、現状は、違約金は発生しておりません。

上滝議長 辻本議員。

辻本議員 何度も言いますが、何のための契約だったのかなというのが、私非常に不思議に思っております。十分時間をかけて説明をいただきたい。本会議場でいくつの質問もさせていただきたいのですが、非常に時間に制限もあろうかと思っておりますので、できましたら再度、産業建設委員会の中で説明いただきたいなと私は思っております。

以上で終わります。

上滝議長 藪坂議員。

藪坂議員 どなたにお尋ねしていいのかわかりませんが、お尋ねをします。

いま、ちょうど7年目が今年の7月で経過ということで、ということは残り3年4か月で所有権が移転をもしすれば、10年以内なら書面における甲の承認があると、所有権移転に関してはいるということですが、あと3年4カ月経てば、所有権の移転に関しては、甲は影響力を持てないということと理解していいのでしょうか。民民の売買だから、今は契約が生きているけども、10年以降はどうなるのですか。

上滝議長 副町長。

小松副町長 19年7月に契約締結の際にも弁護士先生にもご相談しております。この種の契約については10年が限度でしょうねというようなご指導の下で、10年が定められたと思っております。

以上でございます。

上滝議長

よろしいか。

藪坂議員

はい。

上滝議長

浜田議員。

浜田議員

先ほどの 130,000 千円の根拠に話もとに戻ることになりますけれど、徳本さんとお話をして 130,000 千円に決めたと、先ほど確か説明がありました。どういうふうな形の状況で 130,000 千円と決めたのか。よくある話が、今回わかりませんのでそれを確認するのですけれど、仮に、仮にコープさんが来られると。コープさんが来られて、そのままの状態でお貸しすることになるのか、それとも、たとえ 1 円、10 円の金でも町が手を付けてまたお貸しすることになるのか。そうすれば 130,000 千円で買った金額に、また上乘せする可能性が生じます。もちろんコープとの詳しい話がまだされてないという状況ですので、それは未知数かもしれませんけれども、未知数であるということは、十分に可能性があるというふうに考えられますが、その点は、徳本さんとどの点まですり合わせができたのか。少なくともお売りしたときの現状復帰、回復というふうな形のことなのか。それとも、ここまででいでしょうというふうな話なのか。そこらへんの説明を聞かせていただきたいと思います。

上滝議長

副町長。

小 松  
副 町 長

ならコープさんと町との話では、何度も申し上げておりますけれど、土地を吉野町のものにしてくださいというのが第一義でございます。第 1 期、第 2 期、第 3 期の事業計画をお示しいただいておるのですけれど、それについても造成形体まで云々とかというのでは。またコープで第 1 事業計画に合わせての造成形体、そういうのが当然出てくると思いますので、とにかく土地の手当てだけはお願い

したい。後については、コープの方で土地の形状を見て、造成をしていかれるのかな、このように思っております。

徳本さんとの交渉のお話でございますけれども、140,000 千円、初めて金額をお示しいただきまして、その数字を出していただくことについても、2年近く時間を要したということでございまして、なかなかやっぱり大きな事業を展開される事業主、社長さんとしての、世間を見てのご見聞もあったのかな。私自身は思っておりますが、19年7月30日に、当時の売買契約があったればこそ、町として優位な交渉を推し進められてきたのかな。本来、議員のお話、ご意見にもございました通り、買い戻しのルールからしましたら、最低でも元値、もうちょっと色を付けてというのが当たり前やと思うのですが、そんな中で、130,000 千円というところまで数字を煮詰めていただいたということで、私自身は、徳本の社長のご英断をいただいたなど、このように感じております。

以上でございます。

上滝議長

浜田議員。

浜田議員

私の質問にまったく答えておられない。形状の話をしたのです。

いままでもいろんな企業さんが来られた。その時に、町が来るまでの手立てとして、いろんな造成も含めて、施設の整備も含めてされた。そういうことは、そうすると今の話は省略されていますけれど、まったくないと、1円の金もこれからつぎ込みが、町がないというふうに、そういうふうに答えたところが理解していいのでしょうか。

上滝議長

副町長。

小 松  
副 町 長

コープさんとはこれから大槌田の土地を開発していただくについて、首尾よく徳本さんから吉野町に所有権登記がまず最初ですけれど、土地を手に入れさせていただいてからは、コープさんとのまた吉野町における事業の開発協定なりを結ばせていただくということでございますので、その際も、議会の方でご相談も

申し上げて、お金が発生しないとは思っておりますけれど、どういう展開になるのかも、若干これからコープさんに事業計画を問うていきたいと、このように考えております。

以上でございます。

上滝議長

浜田議員。

浜田議員

ということは、ありうるということも、加算されることもありうるということも考えられるわけですね。

先ほどから何べんも聞いておりますけれど、答えてられない分で、徳本とどういふふうな状況でお返しいただきたい、お売りをいただきたいというふうに言うているのか。形状の話をしてください。いきさつの話はどうでもいいです。形状話はどうなっているのか聞かせてください。

上滝議長

副町長。

小 松  
副 町 長

形状についてはいま現在、徳本さんの所有の土地なので、町の方からああたこうだという指図は一切しておりません。徳本さんの方でお考えの土地の形状であろうかと思えます。

上滝議長

浜田議員。

浜田議員

形状もわからんままで 130,000 千円を決めたのですか。普通、物買うときに形も中身もすべて見て契約をするでしょう。向こうにお任せということは、いわゆる放ったらかしと思えるような状況で土地を 130,000 千円出して、それから自分で手入れするというふうなことに十分なりかねない。徳本とどこまでの話をしてきたかというたら、なんにも話をしてないってということだから、いわゆる言葉悪いですが、なんにも物を見ずに 130,000 千円の設定をした。ただ 130,000 千円だったら、金額が大きいからいいわというふうな、向こうどう思ったのか知らんけ

ど、そこらの詰めがまったくないままで契約というのは、結構乱暴な契約だと思いますけれど、そうは思いませんか。

上滝議長 副町長。

小 松 あくまでも徳本さんの所有地、その所有地を徳本さんが現在の段階でそういう  
副町長 ふうな造成形体にされるのかは徳本さんのご判断だと思います。

以上でございます。

上滝議長 浜田議員。

浜田議員 普通、物を買うときそうしないでしょ。あくまでの自分の希望をお願いして  
130,000 千円というような契約になると思うのですが。向こうの言い値って  
いうことになるのですよね。まして、その後において、いろいろこっちに手続き的  
な、経費的なものもいっばいかかるん可能性も勘定してないというような形での  
契約と認識していいわけですね。じゃあそういうふうに私は考えます。

上滝議長 それでいいんですね。

( 「いいです」 の声あり )

はい。

中西議員。

中西議員 10 番、中西です。

皆さん質問してくれたので、私の方からは簡単に 2 点ほどお聞きしたいのですが。ちょっと話ずれますが、今年、この 26 年度の一般会計の予算を組む時に、財政調整基金から 2 億円をつぎ込んだというふうに聞いております。そこへまた今回の 130,000 千円なにがしかを財調から放り出すということで、今後の吉野町の財政を非常に私は心配しております。と申しますのは、ちらっと聞いておきますと、「やっぱりぼちぼち今年から賃金のカットもありうるんちがうんかな。」「事業

をもっと縮小しやなあかんのちがうか。」というふうなことを聞きます。その辺の財政の見込みというのを町長の方から教えていただいたのと、今の話なんです、ならコープさんが吉野町と一緒にやっていきたいという気持ちはよくわかるし、私もそれには当然賛成なのです。ただ、お話を進めていく中で、あと3カ月、4カ月、なぜその7月ぐらいまで待つことが吉野町としてできないのか。それが、さきほども質問ありましたけれど、不思議で不思議で仕方ない。なんで慌てて今年度に出さなあかんのかな。何のために前に1回否決したやつを今回掘り起こしてやっていかなあかんのかなと、その辺がどうしても納得できないところがありますので、ご説明をお願いします。

上滝議長

町長。

北岡町長

私にご質問でしたのでお答えさせていただきます。

財政のことは、確かに厳しゅうございます。今年も基金崩しての、26年度もそのような運営でございます。これは、当初の施政方針のところでも申し述べましたが、今年度中にいろんな機構改革も含め、いろいろなことをやっていきたいと。それを見て、その状況によっては賃金のカットというのもありうるかもしれませんが、そういうふうに行っていきます。

それとこの130,000千円つぎ込む話は別でございまして、これをいま投資して、今後役に立てるようにしていきたいと。税金、地代収入とかである程度入ってくるだろうということと、雇用の問題。あるいは今後の産業の展開等で、これは非常に重要なポイントであると思っております。いまの130,000千円はきっと取り返しができるし、どうぞと思っておりますし、そういう意味での前向きな考え方と、財政事情が厳しいというの違うかなと思っております。

なぜ急ぐかという話。これはチャンスをどう捉えるかという話で、チャンスの前髪を捕えろとよく言います。後ろ髪掴もうとしたら行ってしまってもういないというようなお話がありまして、チャンスの時にいかに素早く判断ができるかということで、もうちょっと待つとっていいやないかということは、何が起きるかわからない。土地を購入できるチャンスがあつて、その先が見えているときに、

しかもコープさんという協同組合員という法律にのっって、吉野町にも千数百人の会員さんがいらっしゃる。そういう企業が、さあやってやろうというところに、今乗り出すという、そういうチャンスをなぜ捕えないという、逆に待てというのはなぜそれを捕えないのですかと、逆に私は聞きたいとおもっております。

上滝議長

中西議員。

中西議員

わからんこともないのですけどね、二つ目の回答なんですけど、先ほども申し上げました、ならコープさんが吉野町さんと共生していきたいんだ、一緒にやっていきたいんだという話は、何回も言いますが私は賛成しております。しかしながら相手さんも企業ですのでね、本当に吉野町とやっていきかかったら、今年4月1日にスタートするというのがきつしよなのかもわかりませんが、なんで例えば、7月が過ぎて秋やったらあかんのどよ。本当にコープさんが吉野町とやっていきたい。やる気でおってくれるのであるのならば、1年後やったらなんであかんのということが。そりゃあ、向こうがやりたいと、町長の言わんとすることはわかるんですよ。待つことかって、向こうかって一企業ですから、利益も追及した上の話なら、いっしょにやっていきかかったらそこまで待たたらいいんと違いますの。私は、どねん言うんかな、慌ててるのはコープさんちごて吉野町でしょ。相手が来たかったらそれまで待つて、もしあかんかったら、その時はご縁がなかったというもんと違うのかなと思うんですわ。それとね、企業誘致の話ですから、先ほどの全協でも申し上げましたが、ちょっと先ほどの説明で町長の、またこれは異色な部分で違うと申しましたが、例えば企業誘致をしてあげるんでしたら、減免措置があつたりとか、固定資産の猶予があつたりとか、というのは、俺、本来はそうやと思うねん。そんなんで13,000千円取り返せるって町長は言われたけれども、そんなもん10年や20年で俺は無理な気がしてしゃあないんですが、その辺どうですか。

上滝議長

町長。

北岡町長

前半の話でございますが、それはコープさん側の話ですのでそこはどうか判断されるのかはわかりません。ただ、企業であることは間違いございませんが、協同組合法にのっとったところでございますので、利益を抱くことは、向こうはあまり目標ではございません。そこはまず認識をしていただきたい。組合員さんから成り立っている組織ですので、年度年度の計画があって、それに基づいて進んでいかないと、向こうも立場上もありますし、組合員さんからのお話もある。吉野町もそれはチャンスは掴みたいと思っておりますし、向こうさんもチャンスは掴みたいと思っておりますので、私どもだけが、という話ではないです。それがまず1点。

それから、減免はもちろんさせていただきます。その辺はこれからの契約内容次第でございます。ただ、吉野町の発展と皆さんおっしゃいますけど、コープさん、吉野との共生とは別に吉野町との共生ではないんですね。吉野郡と広く、吉野というのは南の方を含めて全部吉野という捉え方をされておられます。ですからもちろん、大淀町でも川上村でも展開されているなかで、この吉野町のあの場所をコープに拠点にしようと、そういう動きで動いていこうという、そういうかたちでございますので、もちろん減免なりできるだけのことはしますが、経済効果、あるいはいろんなことを考えて非常に有利だと思っております。

上滝議長

中西議員。

中西議員

町長の言わんとすることはよくわかりましたが、今日ね、補正予算でこう議案書で上がってるんですから、当然、反対意見のような賛成意見のようなものがあると思うんですよ。採決もされると思うんですが、結果的にはそうなると思うんですが、強引なことは抑えてですね、先ほども全協でありましたように、今も要望がありましたように、産建委員会でそのならコープさんをお呼びいただいて、そこでご審議をいただいて、そのあとの議決というんですか、もうちょっとゆとりのあると言ったらいいんですか、そういう方向でというのはいまこの場になって見出すことはできないのでしょうか。

上滝議長	町長。
北岡町長	<p>もちろん契約承認の時に十分な議論をしていただけたと思います。いまこの補正予算を組ませていただいて、売買の交渉にあたらせていただきたいという意味のことをごさいますして、もちろん中身もごさいますし、一方ではいろいろ不安を感じられる方、いろんなご意見聞いておりますので、もちろん専決処分とかするような話でもごさいますし、十分な議論を重ねたうえで、コープさんからご説明をいただいたうえでの進め方とさせていただきます。</p>
上滝議長	山本議員。
山本議員	<p>6番、山本でございます。</p> <p>1点、質問をしたいと思います。徳本さんとのかかわりの中で、いま徳本さんが公的残土処分場としての事業を展開なさっています。その辺のことはどういう解釈、考え方をして、吉野町は土地を仮に購入したら引き継いでいかれるのか、その残土処分場の許可を外してしまうのか、いろいろ考え方はあるんだろうと思いますが、副町長にお聞きした方がいいんですかね。よろしくをお願いします。</p>
上滝議長	副町長。
小 松 副 町 長	<p>徳本さんは公的残土処分場の位置づけを取られております。もしそのあと吉野町に土地が戻るとなりましたら、町は公的残土をわざわざ土木の方において許可を取らなくても入れさすことはできるんです。そんな中で、どれがいいのか、西谷自治会さんとの、濁った水を出さんといてくれとか、そういうような協定もありますので、町に土地が戻りましたら、あとのその残土を搬入してもらおうのかどうか、あるいはそれまでに徳本さんが全部仕上げてしまうのか、そこらはちょっと出てくるのかなと思っております。</p>
上滝議長	山本議員。

山本議員

それでは、徳本さんいま大槌田の部分で公的残土の処分場として埋戻しをされていますが、その基本的な徳本さん計画っていうのはそれくらいのものでいいかな。

小 松  
副 町 長

前日お会いしたときには、残り3万立米というような数字が出されておりました。あと下の段、上段については3千坪って言いましたか。平地もできてきとるし、あとは下段の方で残りの土地、3万立米ほど埋めたらもうそれで終わりやなと思つとると。ただ、年度初めで事業が、とっかかりが皆、自治体の方も遅くなるので、若干搬入については7月をめどにやらしてもらおうけども、ということでは言われております。結局、町の方の災害復旧の事業ですとか、そういった細かい残土は発生し、それを受け入れるについては余裕あるんやけどもということはお話としてされておられました。

以上です。

上滝議長

よろしいか。

ほかに。大村議員。

大村議員

4番、大村です。

副町長な、あんたそのしゃべり方ではとてもやないけど交渉したとは思えんは。能力あると思われへん。はっきり言うて。私このことについてはいろいろ皆から、飯貝の人は俺の支援者と違うけど、聞いたんや。「とてもやないけど大村さん、そんなもんあかんで。」と。そんなこと言うとなねん。皆から俺は情報集めとなねん。副町長ほんで現場見てきたけ。どないなつとると思う。まだまだ金いるで。それどないすん。また補正かえ。ほてね、町長そもそも責任感を感じてないわ。補正予算否決されたら辞職して解散するかどっちかせなあかんねで。そのくらいの重いもんや。財政法でも書いてあるやん。わかってんのそこら。大きな声出して悪いけどやな、本間やで。予算執行否決されたらそんなもん自分クビ取るかやな、ここを解散するかどっちかやんか。そこまで責任もってするんやったらええで。

この逼迫した吉野町の中で。そんなこと俺、不思議でかなん。ほて 1600 人言うたら、5分の1もおるかおれへんかやんか。組合員でも。組合員言うても事業者やで。トップはえらい高給ととんねで。知つとる、それ。知つとる。知らんやな。

上滝議長 質疑と意見と区別してお願いします。

大村議員 知つとるわ。どっちゃでもええやんか。  
見とる人が判断すんねん。無茶言うとるか。

西澤議員 はい。

上滝議長 西澤議員。

西澤議員 動議を提出いたしたいと思います。  
ただいま議題となっております議第 22 号につきましては、審議が平行線をたどっておるとおられますので、会議規則第 59 条第 2 項の規定によって、審議を終了して即決を願いたいと思います。

上滝議長 質疑を終わります。  
西澤議員の動議に対して、賛成される方は起立を願います。  
ありがとうございます。起立多数でございますので、この動議を可決することにいたします。

採決に移ります。

議第 22 号平成 25 年度吉野町一般会計補正予算（案）第 7 号について、

（ 不規則発言あり ）

議第 22 号平成 25 年度吉野町一般会計補正予算（案）第 7 号について裁決いたします。

本案を原案どおり可決することに、

（ 不規則発言あり ）

もう一度あらためて申し上げます。

議第 22 号平成 25 年度吉野町一般会計補正予算（案）第 7 号について採決いたします。

本案を原案どおり可決することに賛成諸君は起立をお願いします。

多数でございますので、よって本案は原案どおり可決することに決しました。

上滝議長

本臨時会の日程はすべて議了いたしました。

おはかりします。これをもちまして本臨時会を閉会したいと思います。これに異議ございませんか。

（ 「異議なし」 の声あり ）

異議なしと認めます。

閉会にあたり町長よりご挨拶をお願いします。

どうぞ、町長。

ご承認ありがとうございます。

いろいろたくさんご意見いただきました。住民の皆様方が不利にならないように、慎重な審議をこれからも重ねてまいりまして、皆様方にもできるだけのご説明をさせていただきまして、納得できるだけの計画を進めてまいりますので、今後とも皆様方のご協力をあらためてお願い申し上げます。

どうもありがとうございました。

これをもちまして、平成 26 年第 2 回吉野町議会臨時会を閉会いたします。皆様方ご協力ありがとうございました。

（ 午前 11 時 07 分 閉会 ）